

精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(1) 「PTSD対策専門研修」の内容の充実等 【施策番号 38】

厚生労働省においては、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に関する専門的知識・技能を習得させる「PTSD対策専門研修」を実施し、医療機関、精神保健福祉センター、保健所等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っている。

同研修においては、犯罪被害者等の心のケアに関する「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けており、令和5年度は399人（前年度：347人）が受講した。

(2) PTSD等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供 【施策番号 39】

厚生労働省においては、平成19年4月から、医療機関に対し、医療機能に関する一定の情報について都道府県への報告を義務付け、都道府県が、医療機関の診療科目、医師や看護師の数等の基本的な情報、提供する医療の内容に関する情報及び医療連携や医療安全に関する情報を比較できるよう整理し、ウェブサイト等において住民が利用しやすい形で公表する医療機能情報提供制度を運用しており、令和6年4月には全国統一的な情報提供システム（検索サイト）として、医療情報ネット（ナビイ）（<https://www.iryoku.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>）の運用を開始した。同制度の報告事項にはPTSD治療の可否も含まれており、厚生労働省においては、ウェブサイト等を活用し、同制度の周知に努めている。

医療情報ネット



2次元コード



提供：厚生労働省

(3) 医療現場における自立支援医療制度の周知 【施策番号 40】

厚生労働省においては、「犯罪被害者等のPTSD治療に係る自立支援医療（精神通院医療）の利用について（周知依頼）」（平成28年4月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）により、各都道府県・指定都市障害保健福祉主管部（局）長に対し、保険診療によるPTSD治療が自立支援医療（精神通院医療）の対象となることについて周知を依頼した。

さらに、令和5年7月に「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、自立支援給付の周知について」（令和5年7月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）により、各都道府県・指定都市障害保健福祉主管部（局）長に対し、犯罪被害者等も支給要件等に該当すれば、自立支援給付が利用できることについて、再度

周知を依頼した（P18 第1部第5章「犯罪被害者等のための制度の拡充等」参照）。

(4) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の推進

【施策番号 41】

文部科学省においては、医学生が卒業までに身に付けておくべき実践的診療能力を学修目標として提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryou/mext_00005.html)を策定し、PTSDについては、医学生が複眼的に学修できるよう、不安障害や心的外傷後ストレス障害として整理するとともに、全国医学部長病院長会議の総会をはじめとする医学部関係者が参加する各種会議において、同カリキュラム及び第4次基本計画の内容を紹介し、各大学におけるPTSD等の精神的被害に関する教育の充実に向けた取組を要請している。

また、厚生労働省においては、医学部卒業後の医師臨床研修の到達目標、方略及び評価において、精神科を必修分野として位置付け、精神疾患に関する研修医の理解の促進を図っている。

(5) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センターの職員の理解促進

【施策番号 42】

精神保健福祉センターにおいては、心のケアが必要な犯罪被害者等に対し、精神保健に関する相談支援を行っている。厚生労働省においては、平成20年度に「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」において取りまとめられた、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」(http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_tebikizenbun.pdf)を同センターに配布し、相談支援の充実を図っている。

(6) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

【施策番号 43】

厚生労働省においては、ドクターカー・ドクターヘリの普及や、初期救急、二次救急（入院を要する救急）及び三次救急（救命救急）の救急医療体制の体系的な整備を図っている。また、消防庁及び厚生労働省においては、救急業務におけるメディカルコントロール体制[※]の構築及び充実・強化に努めており、令和5年8月現在、全国で47の都道府県メディカルコントロール協議会及び250の地域メディカルコントロール協議会等から成るメディカルコントロール体制が構築されている。

(7) 救急医療における精神的ケアのための体制の確保

【施策番号 44】

厚生労働省においては、救命救急センターに犯罪被害者等が搬送された場合に、救急医療の実施と併せて、精神科医による診療等が速やかに行われるよう、必要に応じて精神科医を適時確保することを各都道府県に要請している。

なお、令和6年4月現在、306か所（前年：302か所）の施設が救命救急センターとして指定されている（厚生労働省ウェブサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32614.html）。

(8) 自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

【施策番号 45】

国土交通省においては、平成13年度より、自動車事故による重度後遺障害のために在宅介護を受けている者の入院を積極的に受け入れる病院を短期入院協力病院として指定しており、令和5年度には新たに5病院を指定し、

※ 医師による救急救命士に対する指示及び救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言、救急活動の事後検証、救急救命士への再教育等を通じて、地域における病院前救護の質を保障する体制

全国で合計 202 病院となった。また、令和 4 年度より、短期入院協力病院の中から、意欲的にリハビリテーションを提供する病院を重点支援病院として 10 病院を指定している。さらに、平成 25 年度より、障害者支援施設等を短期入所協力施設として指定しており、令和 5 年度には新たに 7 施設を指定し、全国で合計 143 施設となった。また、同年度より、短期入所協力施設の中から、夜間の医療的ケアに対応可能な施設を重点支援施設として 5 施設を指定している。

独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）（<https://www.nasva.go.jp/>）においては、全国 12 か所（療護センター 4 か所、療護施設機能一部委託病床 8 か所（うち一貫症例研究型委託病床 1 か所））の療護施設において、自動車事故による遷延性意識障害者に対する高度な治療及び手厚い看護を実施するとともに、重度後遺障害者（脊髄損傷者）に対して十分な治療・リハビリテーション等の機会を

確保するための環境整備を図っている。さらに、訪問支援の実施、被害者やその家族との交流会の開催、各種被害者団体との意見交換会等を通じて、被害者やその家族の実情、要望等の把握に努めている。

また、国土交通省においては、令和 4 年 6 月に成立した自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律を踏まえ、自動車事故被害者支援等のさらなる充実への取組として、自動車事故被害者への支援に関する情報提供の充実、自動車事故対策事業の財源を負担することとなる自動車ユーザーの理解促進にも取り組み、安全・安心な車社会の実現を推進することとしている。

自動車事故被害者本人やその家族等が、事故直後に混乱している中でも事故の概要等の記録を残すことができるようにするとともに、警察、独立行政法人自動車事故対策機構や地方公共団体、民間被害者支援団体等で行われている支援制度を知ることができるよう、「交通事故被害者ノート」を配布した。元々はあらゆる犯罪被害者向けの「被害者ノート」を、交通事故被害の観点から更に内容を充実させ、その周知に取り組んでいく。

令和 6 年 3 月、自賠責保険に関する情報へのアクセスを容易にするべく、自賠責保険に

ナスバの被害者支援に関するポスター

ご存じですか？
ナスバの被害者支援
自動車事故でお困りの方へ

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）では、**自動車事故の被害にあわれた方々**を支援するため、以下の取組みを進めています。是非ご活用ください。

在宅介護への支援（介護料の支給等）
自動車事故により脳や脊髄などを損傷して介護を要する後遺障害を負われた方に介護料を支給し、訪問して介護相談を行うとともに、介護料受給者等の交流会を実施しています。

脳損傷の治療と看護を行うナスバ療護施設
自動車事故により脳を損傷し重度意識障害が継続する状態にある方を対象に、適切な治療と看護を行う専門のナスバ療護施設（病院）を、全国 12 か所で設置・運営しています。

交通遺児等への無利子貸付と「友の会」
中学校卒業までの交通遺児等の方への無利子の生活資金貸付のほか、友の会を運営し、もの作り体験、観劇等のレクリエーション活動等を行っています。

相談支援を希望される方へ
○ナスバ交通事故被害者ホットライン
○自動車事故被害者・遺族団体による相談支援
ナスバ交通事故被害者ホットライン
0570-000738
※一部のIP電話からは 03-6853-8002 をご利用いただけます。お困りごとと内容に応じて、無料でご相談いただける窓口をご案内いたします。最寄のナスバ支所等の連絡先もご案内いたします。

相談支援実施団体のご案内
自動車事故に起因する悩み事の精神的負担の軽減を図るため、同じ悩みを持つ当事者が所属する自動車事故被害者・遺族団体が、無料で相談をお受けする窓口を設置いたしました。

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）と国土交通省は、自賠責保険とともに、自動車事故にまつわるさまざまな取組みを行っています。

ナスバはあなたに寄り添い、ずっとあなたを支えます。

NASVA ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）
National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid

※自動車事故を原因として重度後遺障害を負われた方、介護にあたるご家族、保護者や失った生活困窮家庭の児童などの方々です。

提供：国土交通省

自賠責保険・共済ポータルサイト



2次元コード



提供：国土交通省

関連する複数のウェブサイトを統合した。これにより、自動車事故被害者への支援・事故防止対策、賦課金の使途や必要性等をはじめ、自賠責保険に関する情報を分かりやすく発信している。また、SNSを用いた情報発信にも取り組んでいる。今後、随時内容を更新していく予定であり、自動車事故被害者支援に対する自動車ユーザーの理解を得るための不断の努力を行っていく。

(9) 高次脳機能障害者への支援の充実

【施策番号 46】

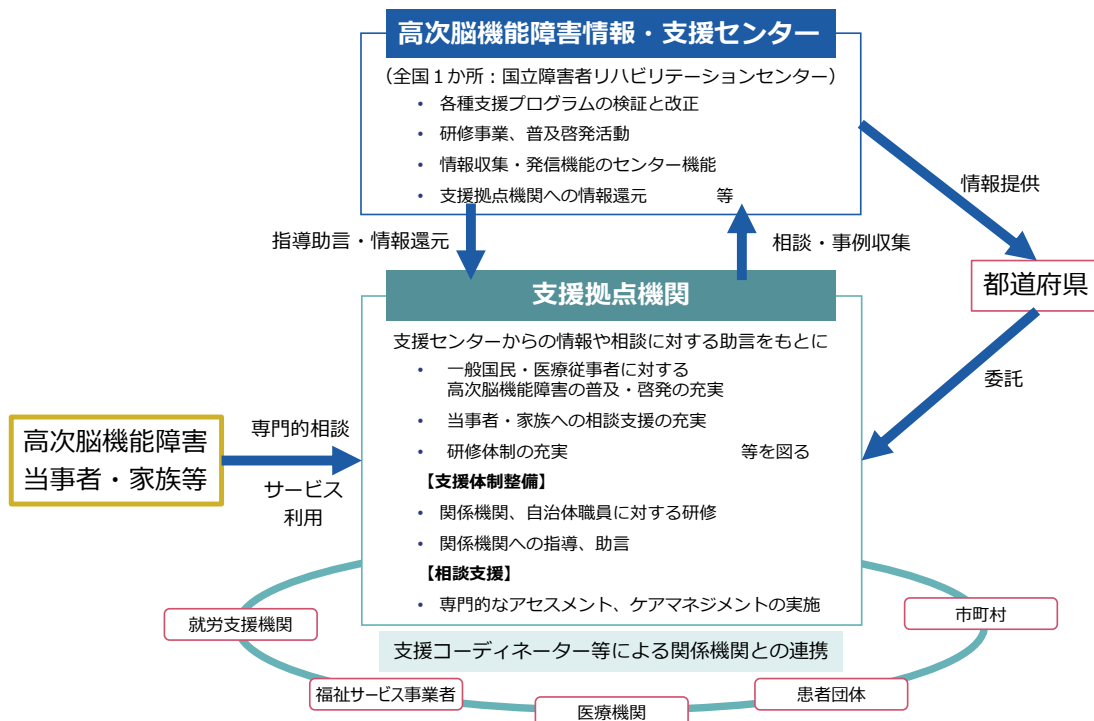
厚生労働省においては、各都道府県において実施する「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」を支援しており、

同事業では、高次脳機能障害者に対する支援を行うための支援拠点機関の設置、支援コーディネーターによる専門的な相談支援、関係機関との地域ネットワークの構築、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行っている。

また、平成23年10月、国立障害者リハビリテーションセンター内に高次脳機能障害情報・支援センターを設置し、毎年2回「高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会」及び「高次脳機能障害支援コーディネーター全国会議」を開催するとともに、高次脳機能障害に関する最新の支援情報をはじめとする様々な情報を集約し、高次脳機能障害者やその家族、支援関係者等に役立つ情報をウェブサイトで発

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業



信する体制を整備するなど、情報提供機能の強化を図っている。特に、専用ウェブサイト（http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/）において、高次脳機能障害者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの対象である旨や、疾患や年齢に応じた制度の概要等を周知している。

令和5年度は、全国で470人（前年度：464人）の支援コーディネーターを配置、研修会・講習会を293回（前年度：295回）開催（参加者数2万2,233人（前年度：2万3,496人））、ケース会議を2,808回（前年度：2,742回）開催（参加者数1万6,074人（前年度：1万4,833人））した。

(10) 子供の被害者等に対応できる思春期精神保健の専門家の養成

【施策番号 47】

厚生労働省においては、不登校、ひきこもり、家庭内暴力等の児童思春期における精神保健に関する様々な問題に対応できる人材を確保するため、医療従事者やひきこもり支援従事者等を対象に「思春期精神保健研修」を実施し、精神保健福祉センター、保健所、ひきこもり地域支援センター等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っている。

令和5年度は、医療従事者専門研修を450人（前年度：391人）、ひきこもり対策研修を374人（前年度：464人）が、それぞれ受講した。

(11) 被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

【施策番号 48】

こども家庭庁においては、虐待を受けたこどもの児童養護施設等への入所が増加していることを受け、平成23年度に心理療法担当職員及び個別対応職員の児童養護施設等への配置を義務化したほか、令和5年度に児童養

護施設等が障害等を有する児童を受け入れる際の連絡調整や入所中の支援のための障害児等受入調整員を配置する費用の補助を行うとともに、課題に応じた個別対応の強化を図るため、令和6年度にケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム及びファミリーホームへの個別対応職員の配置を支援するなど適切な支援体制を確保している。

また、児童相談所においては、円滑な業務遂行のため、児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司（以下「指導教育担当児童福祉司」という。）を含む。）、相談員、精神科若しくは小児科を専門とする医師及び保健師、児童心理司、心理療法担当職員、弁護士等を配置するとともに、こどもへの相談援助活動を行うに当たって専門的・医学的な判断や治療を必要とする場合には、医療機関の受診に関する支援を行うこととしている。

令和5年4月1日現在、全国の計232の児童相談所には、6,138人の児童福祉司、819人の医師、253人の保健師及び2,623人の児童心理司が配置されている。

児童相談所の設置状況・職員配置状況
（各年4月1日現在）

年次	児童 相談所数	児童 福祉司数	児童 心理司数
平成30年	210	3,426	1,447
平成31年	215	3,817	1,570
令和2年	219	4,553	1,800
令和3年	225	5,168	2,071
令和4年	228	5,783	2,347
令和5年	232	6,138	2,623

※ 児童福祉司数には任用予定者を含む。

提供：こども家庭庁

(12) 里親制度の充実

【施策番号 49】

こども家庭庁においては、虐待を受けたなどの事情により代替養育を必要とするこどもについて、家庭養育優先原則に基づき、里親やファミリーホームへの委託の推進を図って

トピックス

こども家庭庁における犯罪被害者等支援について

こどもまんが
こども家庭庁

こども基本法、こども家庭庁設置法等の成立を受けて、令和5年4月にこども家庭庁が創設された。従来厚生労働省が担っていた以下の施策はこども家庭庁に移管されており(一部移管を含む)、こども家庭庁において引き続き施策を推進している。

施策番号	具体的施策	取組の内容
1 損害回復・経済的支援等への取組		
25 (90)	被害直後及び中期的な居住場所の確保	こどもの安全確保等が必要な場合であれば、保護者やこどもの同意がなくとも一時保護をちゅうちょなく行うべき旨を「一時保護ガイドラインの全部改正について」(令和6年3月30日付けこども家庭庁支援局長通知)等に明記し、こどもの安全が迅速に確保され、その適切な保護が図られるよう周知している。
26 (91)		虐待を受けたこどもと非行児童との混合処遇等を改善するため、次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用し、児童相談所の一時保護施設における個別対応のための環境改善を推進している。また、福祉行政報告例等により、児童相談所の一時保護施設における一時保護日数や一時保護件数等を把握している。
2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組		
48	被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施	平成23年度に心理療法担当職員及び個別対応職員の児童養護施設等への配置を義務化した。また、児童相談所においては、児童福祉司、相談員、精神科若しくは小児科を専門とする医師及び保健師、児童心理司、心理療法担当職員、弁護士等を配置するとともに、こどもへの相談援助活動を行うに当たって専門的・医学的な判断や治療を必要とする場合には、医療機関の受診に関する支援を行うこととしている。
49	里親制度の充実	虐待を受けたなどの事情により代替養育を必要とするこどもについて、家庭養育優先原則に基づき、里親やファミリーホームへの委託の推進を図っている。
50	児童虐待への夜間・休日対応の充実等	児童相談所が夜間・休日を問わずいつでも相談に応じられる体制を整備するための予算補助を行っており、全ての児童相談所において、24時間・365日対応可能な体制が確保されている。
51		都道府県が地域の医療機関を協力医療機関として指定し、個々のケースに応じた心身の治療の必要性等について児童相談所が医学的見地から専門的・技術的な助言を受ける取組に対し、予算補助を行っている。
52	被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実	要保護児童対策地域協議会においては、市区町村（こども家庭センター）、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関が、要保護児童やその保護者等に関する情報共有や支援内容の協議を行うこととしており、その結果を踏まえ、関係機関が適切な連携を図り対応している。
57 (177)	性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供	性犯罪被害者その他の緊急避妊を必要とする者が、緊急避妊薬の使用目的や使用方法を含め、緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、性と健康の相談センター等を通じて情報提供を行っている。

81	再被害の防止に向けた関係機関の連携の強化	児童相談所において、触法少年・ぐ犯少年の通告、棄児・迷子・虐待を受けたこども等の要保護児童の通告等について、警察との連携を図っている。また、児童虐待事案については、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所と警察との間で共有する情報を明確化した。
92	児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等	児童相談所においては、配偶者暴力相談支援センター等と連携をさらに強化し、児童心理司等によるこどもに対する精神的ケア等の支援を行っている。また、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により改正された児童福祉法及び母子保健法により、市町村に整備する「こども家庭センター」や訪問による家事支援を行う事業等が創設された。
97		緊急総合対策に基づき、こどもの安全確認ができない場合における立入調査の実施等、全てのこどもを守るためのルールの徹底等に取り組んでいる。令和5年度以降の児童相談所の体制については、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定し、令和6年度末までに児童福祉司を約6,850人体制とすること等を目標とした。さらに、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」について、音声ガイダンスの短縮、携帯電話等からの着信を対象としたコールセンター方式の導入及び通話料の無料化を実施した。
99	児童虐待防止のための児童の死亡事例等の検証の実施	児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会においては、平成16年から、児童虐待による死亡事例等について分析・検証し、当該事例等から明らかになった問題や課題への具体的な対応策を、提言として毎年取りまとめている。
121	被害児童からの事情聴取における配慮	検察庁、警察、児童相談所等においては、被害児童の負担軽減及び被害児童の供述の信用性の確保の観点から連携を強化している。
4 支援等のための体制整備への取組		
227 (261)	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	【施策番号97】及び【施策番号268】を参照
232	児童虐待防止対策に関する調査研究の実施	児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施しており、令和5年度は、「意見表明等支援事業における評価及び検証についての調査研究」等を実施した。
238	虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実	児童福祉司、児童心理司、市区町村の職員等に対する研修の充実等を図っている。特に、虐待を受けたこどもの保護等に携わる職員等に対する研修については、児童相談所の児童福祉司や市区町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の研修受講が義務化されている。
240	民間の団体の研修に対する支援	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体から、同団体が実施するボランティア等の養成や研修への講師の派遣等を依頼された場合には、協力を行うこととしている。
242	民間の団体に対する支援の充実	児童虐待事案の防止について、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施している広報啓発活動等に対する支援を行っている。また、こどもの入所措置等を解除する際に、保護者への指導・カウンセリングやこどもの定期的な安全確認等を特定非営利活動法人等に委託できるようにするなど、民間の団体の連携を推進している。
5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組		
268	犯罪被害者等施策の関係する特定の期間における広報啓発活動の実施	毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図っている。

おり、里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援等を実施する事業に要する経費を補助する里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施している。令和6年度予算においては、同年4月に創設された「里親支援センター」による里親等への支援等を推進するほか、里親支援センターにおける人材育成のため、里親支援センター等の職員に対する研修や全国フォーラムの開催、第三者評価機関職員研修を実施するとともに、里親に対する研修受講費用の支援範囲を広げるための経費等を盛り込んでいる。令和4年度末時点での里親登録数は、1万6,817人（前年度：1万5,607人）である。

(13) 児童虐待への夜間・休日対応の充実等 【施策番号 50】

ア こども家庭庁においては、児童相談所が夜間・休日を問わずいつでも相談に応じられる体制を整備するための予算補助を行っており、令和6年4月現在、全ての児童相談所（79地方公共団体・234か所）において、24時間・365日対応可能な体制が確保されている。

【施策番号 51】

イ こども家庭庁においては、児童相談所では対応困難な医学的判断・治療が必要となるケースに迅速・適切に対応するため、都道府県が地域の医療機関を協力医療機関として指定し、個々のケースに応じた心身の治療の必要性等について児童相談所が医学的見地から専門的・技術的な助言を受ける取組に対し、予算補助を行っている。

(14) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

【施策番号 52】

地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会においては、虐待を受けているこども等の早期発見や適切な保護を図るため、市区町村（こども家庭センター）、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関が、要保護児童やその保護者等（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報共有や支援内容の協議を行うこととしており、その結果を踏まえ、関係機関が適切な連携を図り対応している。同協議会は、令和2年4月現在、99.8%の市区町村で設置されている。

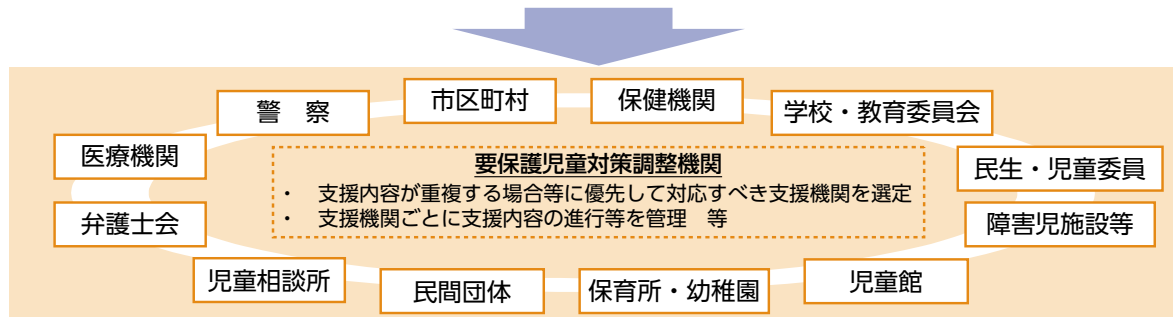
また、令和元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律により、同協議会から情報提供等の求めを受けた関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないこととされたほか、虐待を受けたこどもが住所等を移転する場合には、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は、移転先の住所等を管轄する児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は、同協議会が速やかに情報共有を行うことができるようにするための措置を講ずることとされた。

さらに、「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（令和5年8月4日付けこども家庭庁成育局長、支援局長通知）を発出するなど学校と市町村・児童相談所の連携について周知徹底を図っている。

要保護児童対策地域協議会

果たすべき機能

- 支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、
- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
 - ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要
- であり、市区町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、
- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
 - ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
設置している市区町村数（※）		1,736 (99.7%)	1,738 (99.8%)	1,738 (99.8%)
登録ケース数（うち児童虐待）		238,642 (108,041)	263,430 (122,569)	277,234 (134,229)
調整機関職員数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,986	2,113	2,849
	② その他専門資格を有する職員	3,949	3,909	4,153
	③ ①②以外の職員（事務職等）	2,215	1,945	1,551
	④ 合計	8,150	7,967	8,553

※各年度 4 月 1 日時点（設置している市区町村数、登録ケース数）

【出典】厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

提供：こども家庭庁

(15) 被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等

【施策番号 53】

ア 文部科学省においては、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実に取り組んでいる。具体的には、心理及び福祉に関する専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）を学校に配置するために必要な経費の一部を都道府県教育委員会等に対し補助した。加えて、犯罪被害に遭った児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、教職員の資質能力の向上に向けた研修等の実施や、教育委員会等

を対象とした会議等における警察等関係機関と連携した犯罪被害に遭った児童生徒等への対応等に係る周知等を通じて、学校における相談体制の充実を図っている。

スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカーの配置状況

年度	スクール カウンセラー	スクール ソーシャルワーカー
平成 30 年度	8,995	2,377
令和元年度	9,210	2,659
令和 2 年度	9,539	2,859
令和 3 年度	9,948	3,091
令和 4 年度	10,255	3,241

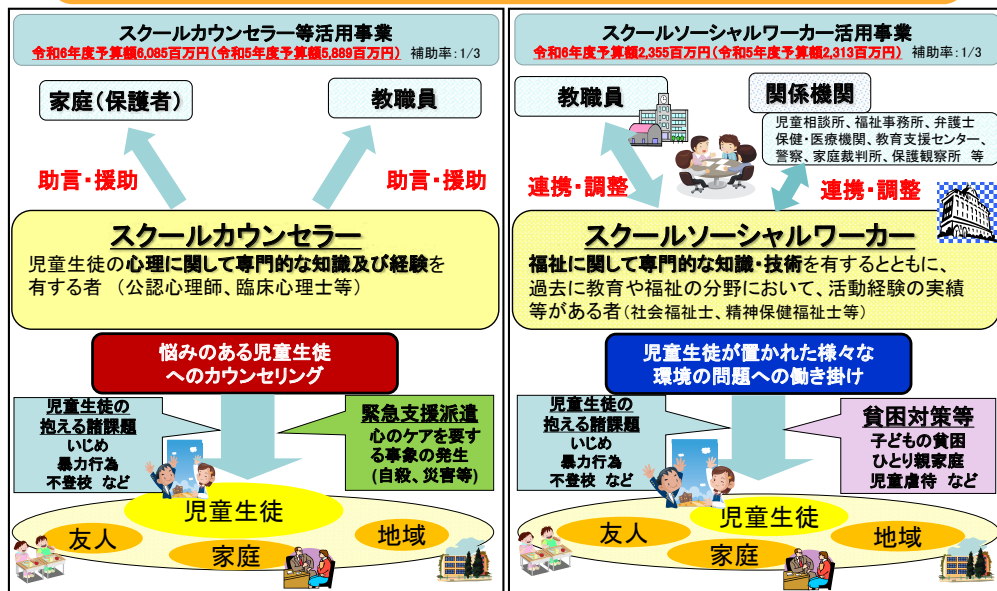
※ 経費を補助した任用に限る。

提供：文部科学省

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活動概要

学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的なスタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。



提供：文部科学省

【施策番号 54】

イ 教員が犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、大学の教職課程においては、カウンセリングに関する基礎的な知識を含む教育相談の理論及び方法が必修とされている。また、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、犯罪被害者等に関する内容を含む教育相談の研修を実施している。

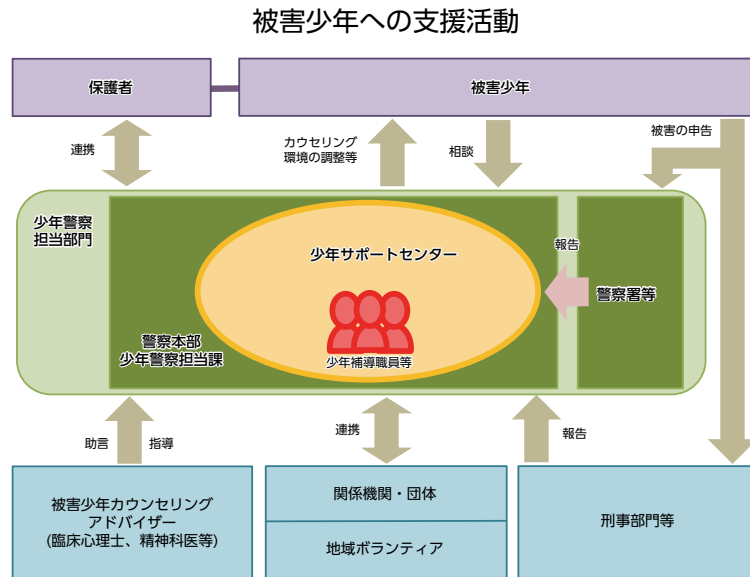
(16) 被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進

【施策番号 55】

人格形成の途上にある少年が犯罪被害を受けた場合には、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、警察においては、被害少年の再被害を防止するとともに、その精神的打撃の軽減を図るため、少年補導職員(令和6年4月現在、全国で820人(前年:850人)配置)等による指導・助言やカウンセリング等の継続的な支援を行っている。

被害少年の支援については、公認心理師等の資格を有する部内カウンセラーによる支援体制の充実を図るとともに、臨床心理学、精神医学等の高度な知識・技能を有する部外の専門家に被害少年カウンセリングアドバイザーを委嘱し、その指導・助言を受けながら適切に支援を行っている。

令和5年中、児童ポルノ事犯の検挙を通じて新たに特定された被害児童の数は1,444人であり、このうち19.9%は抵抗する手段を持たない小学生以下の低年齢児童であるほか、SNSの利用に起因して児童買春等の被害に遭った児童の数が1,665人に上るなど、こどもの性被害をめぐる情勢は依然として厳しい状況にある。警察においては、このような情勢を踏まえ、「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」(令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、関係府省庁と連携し、被害児童の迅速な保護及び適切な支援に向けた取組を推進している。



(17) 警察における性犯罪被害者に対する カウンセリングの充実

【施策番号 56】

警察においては、令和6年4月現在、47都道府県警察で計209人（うち公認心理師又は臨床心理士の資格を有する職員167人）の部内カウンセラーを配置するとともに、全ての都道府県警察においてカウンセリング費用の公費負担制度を運用している（P32【施策番号15】参照）。

警察におけるカウンセリングの様子（模擬）



(18) 性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供

【施策番号 57】

厚生労働省及びこども家庭庁においては、性犯罪被害者その他の緊急避妊を必要とする者が、緊急避妊薬の使用目的や使用方法等を

含め、緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や性と健康の相談センター等を通じて情報提供を行っている。

なお、厚生労働省においては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤に対応可能な薬局等に関する情報について、厚生労働省ウェブサイト（<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyuuhininnyaku.html>）で公開している。

(19) 性犯罪被害者への対応における看護師等の活用

【施策番号 58】

厚生労働省においては、医師、看護師等が連携し、各々の専門性を発揮して性犯罪・性暴力等の被害者への支援に取り組んでいる、実践的な事例を盛り込んだ「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を作成し、ウェブサイト（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7.html>）等で周知している。

(20) ワンストップ支援センターの体制強化

【施策番号 59】

ア 内閣府においては、ワンストップ支援センター（P 207 基礎資料8 参照）について、

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、24時間365日対応化、拠点となる病院における環境整備等の促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制の確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図っている。また、ウェブサイトや毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」等により、全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、令和4年11月から、ワンストップ支援センターの通話料の無料化を実施している。さらに、性暴力被害者のための夜間休日コールセンターを運営するとともに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施し、相談支援体制の充実を図っている。

ワンストップ支援センター全国共通番号



提供：内閣府

性暴力に関するSNS相談「キュアタイム」



提供：内閣府

【施策番号 60】

イ 警察庁においては、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実を促進するため、主管課室長会議や警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/manual/onestop.html>)を通じ、ワンストップ支援センターの体制強化や性犯罪・性暴力被害者支援に関する情報を提供している。

【施策番号 61】

ウ 厚生労働省においては、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等の医療関係者等からワンストップ支援センターの開設に向けた相談があった場合には、協力可能な医療機関の情報を収集し、当該団体等に提供することとしている。

【施策番号 62】

エ 厚生労働省においては、医療機能情報提供制度（P41【施策番号 39】参照）の内容に、医療機関におけるワンストップ支援センターの設置の有無に関する項目を設け、地域住民や患者に対して情報提供を行っている。

【施策番号 63】

オ 前記施策のほか、関係府省庁において、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のための施策を進めている。

また、令和5年7月、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議及びこどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議の合同会議において取りまとめた「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」に基づき、男性・男児を含む被害者が相談・被害申告をしやすくする強化策、被害者支援の強化策等を進めている。

内閣府においては、ワンストップ支援センターにおける支援体制の充実を図っている（P51【施策番号 59】参照）ほか、男性・男児のための臨時の相談窓口として、同年9月から12月まで男性・男児のための性暴力被害者ホットライン事業を実施した。

警察庁においては、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「# 8103（ハートさん）」について、警察のウェブサイトやSNSへの掲載、地方公共団体や学校等の関係機関・団体の協力に基づく広報用ポスターの掲示等の広報を推進し、周知を図っている。

（P54トピックス「こども・若者の性被害防止のための取組について」参照）

(21) 犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等

【施策番号 64】

ア 警察庁においては、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に対し、犯罪被害者等と接する際のポイント等を紹介した動画「犯罪被害者等支援を知らう～犯罪被害者等への接し方～」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kouhyou/kyouzai/shien/shien01.mp4>)の活用を働き掛けるなどし、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進している。

また、同会等に犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）における啓発イベント及び犯罪被害者等施策講演会の開催を案内し、臨床心理士等の参加を呼び掛けるなどしている（犯罪被害者週間については、P136トピックス「犯罪被害者週間」参照、犯罪被害者等施策講演会については、P100【施策番号 171】参照）。

動画「犯罪被害者等支援を知らう～犯罪被害者等への接し方～」



2次元コード



【施策番号 65】

イ 警察庁においては、厚生労働省と連携し、社会福祉士がインターネットを通じていつでも基本法や第4次基本計画の内容等について学ぶことができるe-ラーニングのコンテンツ作成に関して、公益社団法人日本社会福祉士会と協力するとともに、同会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に対し、上記動画「犯罪被害者等支援を知らう～犯罪被害者等への接し方～」の活用を働き掛けるなどし、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士、精神保健福祉士及び看護師の養成及び研修の実施を促進している。

また、同会等に犯罪被害者週間における啓発イベント及び犯罪被害者等施策講演会の開催を案内し、社会福祉士等の参加を呼び掛けるなどしている。

【施策番号 66】

ウ 警察庁においては、文部科学省及び厚生労働省と連携し、公益社団法人日本公認心理師協会が開催する公認心理師を対象とした研修会に職員を派遣し、犯罪被害者等に関する講義を実施するとともに、同協会及び一般社団法人公認心理師の会に対し、上

トピックス

こども・若者の性被害防止のための取組について

弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たず、被害に遭ってもそれを性被害であると認識できないことや、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しいこと等の課題を踏まえ、令和5年7月、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議において「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を取りまとめた。

同パッケージは「加害を防止する強化策」、「相談・被害申告をしやすくする強化策」、「被害者支援の強化策」の3つの柱から構成されている。関係府省庁ではこれに基づき、性犯罪の成立要件をより明確化するなどした改正刑法等の趣旨・内容の周知及び厳正な対処・取締りの強化、こどもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするための「生命（いのち）の安全教育」の全国展開、被害の申告をしやすくし、その支援を強化するための各種相談窓口の充実等、様々な取組を着実に実施し、こどもや若者が性被害に遭うことなく、安心して過ごすことのできる社会の実現に向けて対策の強化を図っている。

こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（概要）

令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議

○弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たない
○こども・若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい
→「すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

- (1) 改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化
 - 性犯罪に係る改正刑法等及びその趣旨・内容の周知、改正後の刑法等の関係法令を踏まえた厳正な対処
 - 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、全国で取締りを強化
 - 「匿名通報事業」に係る対象の変更・拡大及び一層の周知
- (2) 日本版DBSの導入に向けた検討の加速
- (3) 保育所等での虐待防止のための児童福祉法改正の検討
- (4) 児童・生徒等への教育啓発の充実
 - 学校における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開
 - 小学生等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン
 - 中高生等を対象とする学校現場での改正刑法等の周知徹底
 - 外部講師の活用等による性と健康に関する教育等の実施
 - eネットキャラバンの講座に係る情報提供の実施

2 相談・被害申告をしやすくする強化策

- (1) 相談窓口の周知広報の強化
- (2) SNS等による相談の推進
 - SNS相談「Cure time（キュアタイム）」
 - こどもの人権相談
 - 親子のための相談LINE等を通じた児童相談所による支援実施
- (3) 子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発
 - 保護者として身に付けることが望ましい知識について周知・啓発（こどもの性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先等）
- (4) 男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設
- (5) 相談・被害申告への適切な対応のための体制整備
 - 児童からの聴取に係る体制等の整備
 - 医師に対する協力謝金の拡充の検討や泌尿器科、肛門科、小児科を含む証拠採取の環境整備

3 被害者支援の強化策

- (1) ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実
- (2) 学校等における支援の充実
 - 児童生徒から相談を受けた際の養護教諭を含む教職員の対応のポイント等の周知
 - 児童館や放課後児童クラブにおける対応・支援の充実
- (3) 医療的支援の充実
 - 受診可能な医療機関リストを整備し関係機関において共有する等の取組の促進、医療機関におけるワンストップ支援センターの認知度向上
- (4) 法的支援の充実
 - 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けた取組
 - 文化芸術分野の契約、ハラスメントを含むトラブル等に関する相談窓口

II 緊急啓発期間の実施

政府を挙げた啓発活動を集中実施（本年8月～9月）

- ① 加害の抑止（改正刑法等の周知）
- ② 相談窓口の周知
- ③ 被害に気付いた者の適切な対応

III 被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

- 被害当事者や支援者等の意見を継続的に聴取、調査分析等による知見を共有 → 的確な被害実態等の把握
- 不断の検討により、加えて実施すべき施策があれば、果敢に実行

※ 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「子供の性被害防止プラン2022」、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」等の関連施策も着実に実行

こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの実施の加速化

令和5年10月16日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」
「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」合同会議

- 本年7月に、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」及び「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」の合同会議（議長：内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画））において、とりまとめが行われた、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」に基づく取組について、以下のとおり、その実施を加速化する。

こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ

パッケージを踏まえ実施した取組（○）と加速化する取組（●）

※ 下線部については緊急に取り組むべき施策

1. 加害を防止する強化策

- 改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知、厳正な対処
- 全国で取締りを強化

刑法改正等に伴い「匿名通報事業」の対象を変更・拡大し、一層の周知を図る

日本版DBS導入に向け、早期の法案提出を目指し、検討を加速

保育所等における虐待防止のため、通報義務に関し児童福祉法改正を検討

- 学校で性被害防止等を教える「生命（いのち）の安全教育」を全国展開
- 小学生・未就学児等を対象に「プライベートゾーン」等の啓発キャンペーン活動を実施

7月、

- 法務省ホームページに改正刑法等の趣旨・内容周知のためのページを公開し、広報を推進【法務省】
- 都道府県警察に対し、改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化を指示【警察庁】

- 10月から対象を変更・拡大し、運用【警察庁】

- こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議の報告書の取りまとめ（9月）と更なる検討【こども家庭庁】

● 教育、保育等を提供する場における性被害の防止等の取組の促進

【こども家庭庁、経済産業省、文部科学省】

- 業界における取組を横断的に促進するための先進事例の把握・指針のひな型作成
- 周知・啓発するためのコンテンツの作成・広報

● 保育所等児童福祉施設、幼稚園・特別支援学校における性犯罪防止対策に係る設備等支援

【こども家庭庁、文部科学省】

- パーテーション等の設置によるこどものプライバシー保護
- 保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる記録等

● 「生命（いのち）の安全教育」の動画コンテンツの作成・活用

- 新たに取り組む学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、指導過程を解説した動画を作成し、周知するとともに、webに掲載し活用を促進。

- 9月、全国の自治体に、「生命（いのち）の安全教育」の教材の活用等により、プライベートゾーン等について分かりやすい啓発の実施を通知し、啓発を推進【こども家庭庁】

2. 相談・被害申告をしやすくする強化策

相談窓口の周知広報の強化、SNS等による相談の推進

● 被害者が相談しやすい環境整備の推進

- 性暴力被害者のためのSNS相談等の推進、夜間休日に相談可能なコールセンターの実施
- 児童相談所におけるSNSを活用した相談支援体制の構築
- 相談窓口の周知広報の強化

子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発

- 9月、保護者として身に付けることが望ましい知識（性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先）等に関する啓発資料等を作成し、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健等の子育て支援の場等を通じた保護者への啓発を自治体に通知し、全国的な取組を推進【こども家庭庁、内閣府】

男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設

- 9月、「男性のための性暴力被害者ホットライン」及び「男の子と保護者のための性暴力被害者ホットライン」を開設【内閣府】

- ワンストップ支援センター等における男性・男児の被害者への支援を推進【内閣府】

3. 被害者支援の強化策

ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実

● ワンストップ支援センター等における被害者支援を強化

- こども・若者や男性等の多様な被害者への支援や相談対応に係る体制強化を促進

児童相談所における相談、保護、通報等の適切な対応

- 8月、全国の児童相談所に対し、性犯罪・性暴力の相談があった際には適切に対応できるよう通知【こども家庭庁】

学校等における支援の充実

- 9月、「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を開催し、教育委員会の担当者やスクールカウンセラー等に対して、性的な被害を受けた児童生徒への対応に係る留意点等を周知【文部科学省】

医療的支援の充実

● ワンストップ支援センター等と医療機関等の関係機関との連携を強化

- 性犯罪被害者に対し適切な治療・ケアのできる人材を養成する「P T S D対策専門研修」（犯罪・性犯罪被害者コース）を実施【厚生労働省】

法的支援の充実

- 9月、「文化芸術活動に関する法律相談窓口」を開設【文部科学省】
- 法テラスにおける犯罪被害者支援の実施【法務省】

緊急啓発期間【関係府省庁】
（8月・9月に政府を挙げた啓発活動を集中実施）

「児童虐待防止推進月間」（11月）、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）、「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）等を活用し、継続的な周知啓発を実施

記動画「犯罪被害者等支援を知ろう～犯罪被害者等への接し方～」の活用を働き掛けるなどし、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する公認心理師の養成に協力している。

また、同協会等に犯罪被害者週間における啓発イベント及び犯罪被害者等施策講演会の開催を案内し、公認心理師等の参加を呼び掛けるなどしている。

【施策番号 67】

エ 警察庁においては、一般社団法人日本トラウマティック・ストレス学会に対し、上記動画「犯罪被害者等支援を知ろう～犯罪被害者等への接し方～」の活用を働き掛けるなどし、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成及び研修の実施を促進している。

また、同学会等の犯罪被害者等施策に係る団体に犯罪被害者週間における啓発イベント及び犯罪被害者等施策講演会の開催を案内し、犯罪被害者等施策に係る専門職の参加を呼び掛けるなどしている。

(22) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

【施策番号 68】

文部科学省においては、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、会議等を通じて促している。

各法科大学院においては、犯罪被害者等の実態を把握・分析し、その法的地位、損害回復の方法、支援における課題等について考察する授業科目を開設するなどの取組を行っている。

(23) 犯罪被害者等に対する医療機関の医療機能に関する情報の提供

【施策番号 69】

厚生労働省においては、医療機能情報提供制度（P41【施策番号 39】参照）を運用し、犯罪被害者等を含む地域住民や患者が医療に関する情報を得て、適切に医療機関を選択できるように支援している。

(24) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

【施策番号 70】

ア 個人情報保護委員会及び厚生労働省においては、医療機関等における個人情報の適切な取扱いを確保するため、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日付け個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長、老健局長通知）を定め、医療機関等に適切な対応を求めている。

また、厚生労働省においては、「診療情報の提供等に関する指針」（平成 15 年 9 月 12 日付け厚生労働省医政局長通知）を定め、医療機関等に適切な対応を求めている。

さらに、医療法に基づき設置されている都道府県等の医療安全支援センターにおいては、患者やその家族から個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談を受けた場合には、当該患者等又は苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行うこととされている。

加えて、個人情報保護委員会及び厚生労働省においては、医療保険者について、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日付け個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省保険局長通知）等の関連ガイダンスを定め、健康保険組合等に適切な対応を求めている。

そのほか、「第三者求償に係る犯罪によ

る被害を受けた者等に関する情報の取扱いについて」（令和6年2月1日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）を発出し、健康保険の保険者が第三者求償を行う際、被害者からの求めに応じて、被害者に関する情報や医療機関の情報をマスキングするなどの対応を行うなど、保険者に対し適切な対応を求めている。

2 安全の確保（基本法第15条関係）

(1) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用及び拡充の検討

【施策番号 72】

検察庁においては、事件の処理結果、公判期日、裁判結果等のほか、希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子等を犯罪被害者等に通知する、全国統一の被害者等通知制度を運用している。

平成19年12月には同制度を拡充し、犯罪被害者等の希望に応じ、判決確定後における加害者の処遇状況等について、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知している。具体的には、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。平成26年4月以降は、加害者の受刑中の刑事施設における褒賞及び懲罰の状況についても通知することとした。

また、平成19年12月以降、犯罪被害者等の希望に応じ、保護処分決定後における加害者の処遇状況等について、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知している。具体的には、少年院送致処分又は保護観察処分を受けた加害少年について、少年院における処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。平成26年4月以降は、加害者の少年院在院

イ 金融庁においては、犯罪被害者等の保健医療に関する情報をはじめとする個人情報の取扱いに関し、保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応を行っている。

中における賞、懲戒及び問題行動指導の状況についても通知することとした。

保護観察所においては、保護観察中の処遇状況に関する事項の一つとして、従前は保護観察の終了予定年月のみを犯罪被害者等に通知していたが、同月以降は、これを年月日まで通知するほか、特別遵守事項に基づき実施する特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施状況についても通知することとした。

法務省においては、犯罪被害者等への情報提供の在り方について検討を行い、令和4年4月以降、収容中の特定保護観察処分少年について、新たに設けられた退院審理に関する事項及び再開後の保護観察中の処遇状況に関する事項についても通知することとした。

さらに、令和5年12月以降、保護観察中の処遇状況に関する事項として、しよく罪指導プログラムの実施状況等を、犯罪被害者等に対し、新たに通知することとした。

また、保護観察の開始に関する事項を通知する際、心情等聴取・伝達制度を含む更生保護における犯罪被害者等施策に関するリーフレット等を添付するなどして、被害者等通知制度を利用する犯罪被害者等に心情等聴取・伝達制度を周知し、問合せに応じて同制度の説明を行っている。

同年中の被害者等通知制度による通知希望者数は8万4,520人であり、実際の通知者数（延べ数）は13万8,266人であった。

被害者等通知制度の運用状況

年次	通知希望者数	通知者数（延べ数）
平成30年	76,144	131,209
令和元年	76,590	132,443
令和2年	79,286	131,351
令和3年	80,894	133,987
令和4年	78,377	128,987
令和5年	84,520	138,266

提供：法務省

(2) 医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用

【施策番号 73】

保護観察所においては、平成30年7月から、医療観察事件の犯罪被害者等の希望に応じ、医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報を提供している。具体的には、加害者の氏名、加害者の処遇段階（入院処遇、地域社会における処遇又は処遇終了）及びその開始又は終了年月日、地域社会における処遇中の保護観察所による加害者との接触状況等を情報提供している。令和6年1月からは、処遇段階の終了事由についても情報提供することとした。

また、従前は、情報提供を希望する申出があった場合に、その都度情報提供を行っていたが、同月からは、被害者等の希望に応じ、一度の申出により、申出時点から加害者の処遇が終了するまでの間、継続的に情報提供を行うこととした。

令和5年中に情報提供を行った件数は、29件（前年：22件）であった。

(3) 更生保護における犯罪被害者等施策の周知

【施策番号 74】

法務省においては、更生保護における犯罪被害者等施策について、パンフレットやリーフレットを作成・活用するほか、同施策を利用した犯罪被害者等の体験談等を法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo08_000111.html）に掲載する

などして、同施策の広報や関係機関・団体等に対する周知に努めている。また、令和5年12月にパンフレットやリーフレット等を刷新したほか、令和6年4月には、更生保護における犯罪被害者等施策に関する動画を法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_victim.html）に掲載した。

(4) 被害者等通知制度の周知

【施策番号 75】

検察庁において、検察官等が犯罪被害者等の事情聴取等を行ったときは、被害者等通知制度に基づく通知の希望の有無を確認するとともに、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を配布するなどして、同制度を周知している。

(5) 加害者に関する情報提供の適正な運用

【施策番号 76】

警察においては、「再被害防止要綱」（令和6年3月28日付け警察庁刑事局長等通達別添）に基づき、同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、再被害防止のための関連情報の収集、関連情報の教示・連絡体制の確立と再被害防止対象者の要望の把握、自主警戒指導、警察による警戒措置、加害者への警告等の再被害防止措置を実施している。

これらの再被害防止措置の実施に当たっては、関係機関が緊密に連携しており、法務省においては、犯罪被害者等が加害者との接触回避等の措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、平成13年10月から出所情報通知制度を運用している。具体的には、警察から再被害防止措置に必要な受刑者の釈放等に関する情報（自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指

定帰住地等）の通報要請があった場合において、通報を行うのが相当であると認められるときは、当該情報を通報している。また、犯罪被害者等が希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、犯罪被害者等に対し、受刑者の釈放前に釈放予定を通知している。

出所情報通知制度については、会議等において周知するとともに、実務担当者から犯罪被害者等に案内している。

令和5年中の出所情報通知制度による通知希望者数は517人であり、実際に通知を受けた者の数は432人であった。

出所情報通知制度の運用状況

年次	通知希望者数	通知者数
平成30年	523	416
令和元年	459	417
令和2年	460	413
令和3年	588	418
令和4年	570	410
令和5年	517	432

提供：法務省

(6) 警察における再被害防止措置の推進

【施策番号 77】

ア 警察においては、16歳未満のこどもを被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

平成17年6月から令和5年12月末までに法務省から情報提供を受けた対象者数は2,636人である。

【施策番号 78】

イ P58【施策番号 76】 参照

(7) 警察における保護対策の推進

【施策番号 79】

警察においては、暴力団による犯罪の被害者や暴力団との関係を遮断しようとする事業者等に対する危害行為を防止し、その安全確保の徹底を図るため、総合力を発揮した保護対策を推進している。

具体的には、「保護対策実施要綱」（令和6年3月28日付け警察庁次長通達別添）に基づき指定した身辺警戒員に対する教育訓練を実施し、防犯カメラ等の必要な装備資機材を整備するとともに、保護対象者が警備業者の機械警備を利用する場合には、その費用の一部を補助することとしている。

(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

【施策番号 80】

検察庁においては、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等からの事情聴取の結果等を踏まえ、その安全の確保を考慮して裁判所に意見を提出するとともに、保釈申請の結果を犯罪被害者等に連絡するなど、適切な対応に努めている。また、会議や研修等の様々な機会を通じ、犯罪被害者等に対する安全配慮についての検察官等への周知に努めている。

(9) 再被害の防止に向けた関係機関の連携の強化

【施策番号 81】

ア 警察においては、配偶者等からの暴力事案等に関し、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関・団体と連携した支援を行うなど、犯罪被害者等の視点に立った適切な対応を図っている。

また、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者等に対して警察等への被害申告を呼び掛ける10か国語によるリーフレットを作成し、関係国の在京大使館、非政府組織等の犯罪被害者等の目に触れやすい場所等に広く配布するなどしている。

さらに、同リーフレットのほか、複数の被害事例を警察庁ウェブサイト (<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/jinshintorihiki/index.html>) 上に掲載するなどして、警察等への通報を呼び掛けている。これらのリーフレットや被害事例の作成に当たっては、非政府組織等と意見交換を重ね、犯罪被害者等の視点に立った分かりやすい内容とするよう努めている。加えて、人身取引事犯の被害者等の早期保護を図るため、平成19年10月から、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名で事件情報の通報を受け付け、これを警察に提供して捜査等に役立てる匿名通報事業を実施している (P102【施策番号184】参照)。

なお、人身取引事犯の検挙状況等については、「令和5年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯等の取締り状況について」を警察庁ウェブサイト (<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/hoan/R6kouaniinnkaihoukoku3.pdf>) 上に掲載している。

児童虐待事案については、街頭補導、少年相談等のあらゆる警察活動を通じ、被害の早期発見及び児童相談所への確実な通告に努めている。また、平成22年2月から匿名通報事業の対象に児童虐待事案を追加しているほか、児童相談所長又は都道府県知事による児童の安全確認、児童の一時保護及び立入調査を円滑に実施するための援助や要保護児童対策地域協議会等への参画等、児童相談所、学校等の関係機関との連携強化に努めている。

厚生労働省においては、配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引事犯の被害者等の保護・支援に関し、婦人相談所と児童相談所、警察等の関係機関との緊密な連携が不可欠であることを踏まえ、当該連携の充実を図っている。特に、配偶者等からの暴力事案の被害者の保護・支援については、

関係機関相互の認識の共有・調整が不可欠であることから、婦人相談所においては、警察、福祉事務所等の関係機関との連携を図るため、連絡会議や事例検討会議を開催するとともに、広報・啓発活動も行っている。

令和3年度から、婦人相談員を配置している市区における婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働のためのネットワーク（協議会）の構築・運営を支援する「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業」を実施している。

また、こども家庭庁においては、児童相談所において、触法少年・ぐ犯少年の通告、棄児・迷子・虐待を受けたこども等の要保護児童の通告等について、警察との連携を図っている。児童虐待事案については、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）に基づき、児童相談所と警察との間で共有する情報を明確化し、情報共有の充実・強化を図るなど、児童虐待事案への対応における連携を強化している。

【施策番号 82】

イ 警察庁及び文部科学省においては、警察と学校等関係機関の通報連絡体制や要保護児童対策地域協議会の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、いじめ等の問題行動による再被害の防止に努めている。

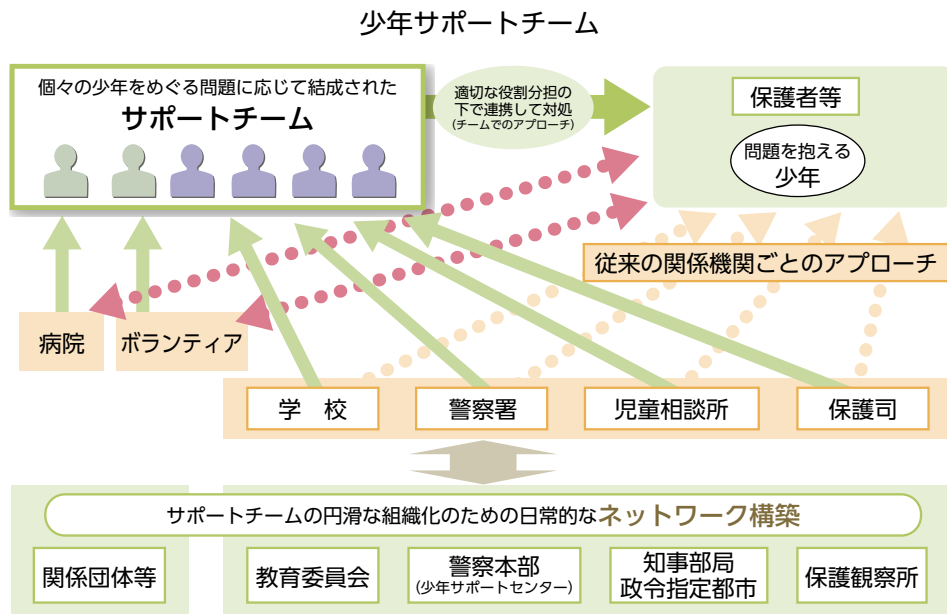
また、警察においては、いじめ等の学校における問題行動等への対応等を行うため、退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置しており、令和6年4月現在、44都道府県で約850人を配置しているほか、非行や犯罪被害等の個々の少年が抱える問題に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分

担の下、少年に対する指導・助言を行っている。令和5年度も、同チームの効果的な運用等を図るため、警察及び関係機関・団体の実務担当者を集めた協議会を開催した。

文部科学省においては、学校と警察が連携して児童生徒の問題行動に対応できるよう、教育委員会に対し、生徒指導担当者を対象とした会議や通知等を通じて連携体制

の整備を促している。

また、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（平成17年2月25日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえ、虐待を受けているこどもをはじめとする支援対象児童等の適切な保護を図るための関係機関との連携について、教育委員会等に周知している。



(10) 犯罪被害者等に関する情報の保護

【施策番号 83】

ア 検察庁においては、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他の被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度や、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すなどの措置をとることができる制度等について円滑な運用を図っている。また、法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じ、検察官等への周知に努めている。なお、令和5年5月に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、犯罪被害者等の情報を一層保護するための規定が整備された（P62トピックス「刑事手続において犯罪被害者等を保護するための近時の法改正につい

て」参照）。

更生保護官署においても、犯罪被害者等に関する情報を適切に管理するよう、会議や研修等の機会を通じて周知徹底を図っている。

【施策番号 84】

イ 検察庁においては、ストーカー事案に関し、事案に応じた適切な対応を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮した適切な対応に努めている。また、法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じ、検察官等への周知に努めている。

【施策番号 85】

ウ 法テラスにおいては、常勤弁護士を含む職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施するなどして、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分配慮するよう指導している。

トピックス

刑事手続において犯罪被害者等を保護するための
近時の法改正について

■ 犯罪被害者等の情報を保護するための規定の整備

令和5年5月に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、刑事訴訟法が改正され、逮捕手続、勾留手続、起訴状等における犯罪被害者等の個人特定事項（氏名及び住所等の個人を特定させることとなる事項）の秘匿措置に関する規定が整備された。

従来、被疑者に対する逮捕状・勾留状の呈示や被告人に対する起訴状の謄本の送達等を通じて、それらに記載された犯罪被害者等の個人特定事項が被疑者や被告人に知られ得ることとなっていた。

改正後の刑事訴訟法においては、一定の要件の下、

- 被疑者に対し、逮捕状・勾留状ではなく、犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない「逮捕状に代わるもの」・「勾留状に代わるもの」を呈示する
- 被告人に対し、起訴状の謄本ではなく、犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない「起訴状抄本等」を送達し、弁護人に対しては、当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達する

などの措置をとることが可能となったほか、証拠開示や裁判書等における個人特定事項の秘匿措置に関する規定も整備され、捜査段階から公判終了後の段階に至るまで、一貫して犯罪被害者等の情報を保護することができることとなった。

■ 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の創設

性犯罪の被害者等にとっては、被害状況等を繰り返し供述すること自体が大きな心理的・精神的負担になり得る。

近時、特に、こどもや知的障害等の精神に障害を有する者等のいわゆる供述弱者である被害者等から被害状況等を聴取するに当たり、聴取の状況を録音・録画して記録した上で、供述の信用性を確保しつつ負担を軽減するため、誘導を避けるなど不当な影響を与えないようにするとともに、不安・緊張を緩和するなどして十分な供述を得る、いわゆる司法面接的手法を用いた聴取が広く行われるようになっていく。

令和5年6月に成立した刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律により、このような手法を用いた聴取により得られた性犯罪の被害者等の供述を公判において証拠とするための新たな規定が創設された。具体的には、性犯罪の被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について、その供述が、供述者の年齢、心身の状態等の特性に応じ、

- 供述者の不安・緊張を緩和すること等の供述者が十分な供述をするために必要な措置
- 誘導をできる限り避けること等の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

が特にとられた状況の下にされたものであると認められる場合であって、聴取に至るまでの状況等の事情を考慮し相当と認めるときは、証拠とすることができ、その場合、裁判所は、訴訟関係人に対して供述者に対する証人尋問の機会を与えなければならないこととされた。

【施策番号 86】

エ 総務省においては、平成16年に関係省令等を改正し、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者（以下「支援措置対象者」という。）の住民票の写しの交付等を制限する支援措置を講じた。また、平成18年6月に成立した住民基本台帳法の一部を改正する法律により、犯罪被害者等の保護の観点も含めた住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的な見直しを行い、何人でも住民基本台帳の閲覧を請求できる従前の制度を廃止し、個人情報保護に配慮した制度として再構築した。平成20年には、同様の観点から住民基本台帳法を再度改正し、住民票の写し等の交付制度の見直しを行った。平成24年には、関係通知を改正し、支援措置の対象として、ストーカー行為及び配偶者等からの暴力等に加え、児童虐待その他これらに準ずる行為を追加した。令和4年には、支援措置の申出者が申出を行う市区町村以外の市区町村に所在する固定資産を所有している場合の、市区町村間の連携等に係る留意点を示した。

選挙人名簿の抄本の閲覧制度については、平成29年に、それ以前の関係通知の内容を踏まえ、支援措置対象者の申出の相手となる者から支援措置対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧の申出があった場合には拒否すること並びに当該相手となる者以外の第三者から選挙人名簿の抄本の閲覧の申出があった場合であっても、当該申出に係る選挙人が支援措置対象者であるときは、閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認め、閲覧を拒否できること等、一層の厳格な取扱いについて通知した。

令和3年10月に行われた衆議院議員総選挙、令和4年7月に行われた参議院議員通常選挙及び令和5年4月に行われた統一地方選挙に際しても、支援措置対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧につ

いては、平成29年の通知を踏まえて運用を行うよう各都道府県選挙管理委員会へ通知しており、選挙人名簿の抄本の閲覧制度の厳格な取扱いについて周知徹底を図っている。

【施策番号 87】

オ 法務省においては、平成24年から、戸籍事務について、戸籍法第48条第2項の規定に基づき、支援措置対象者の住所、電話番号等の記載がある届書等の閲覧請求又は当該書類に記載された事項に関する証明書の交付請求がなされた場合であって、支援措置対象者から市区町村長に対してその住所等が覚知されないよう配慮を求める旨の申入れがなされ、かつ、住民基本台帳事務における支援措置が講じられているときは、同事務における支援期間が満了するまでの間、支援措置対象者の住所等が覚知されないよう適宜の方法でマスキングを施した上で、閲覧請求又は交付請求に応じることとしている。平成26年からは、支援措置対象者の保護の観点から、申入れを行った支援措置対象者から再度申入れを行う意思がないことを確認できるまでの間は、同事務における支援期間が満了していないものとみなして、マスキングを施した上で、閲覧請求又は交付請求に応じることとしている。令和6年3月から開始された、戸籍法第120条の6の規定に基づいて市区町村において発行される届書等情報内容証明書についても、同様の取扱いとしている。

不動産登記事務については、令和3年4月に成立した民法等の一部を改正する法律により不動産登記法の一部が改正され、登記所に保管されている登記申請書及びその附属書類については、正当な理由がある場合に、正当な理由があると認められる部分に限って閲覧が認められることとなった（令和5年4月施行）。

また、登記記録に記録されている自然人の住所が明らかにされることにより、人の

生命・身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合において、その者からの申出があったときは、登録事項証明書等にその住所に代わる事項が記載されることとなった（不動産登記法第119条第6項。令和6年4月施行）。

加えて、供託事務について、平成25年から、支援措置対象者から被害の相談に関する公的証明書をもって供託官に対して申出があった場合には、支援措置対象者が供託物払渡請求書に記載する住所について、都道府県までの概括的な記載にとどめることを認める取扱いとするとともに、供託物払渡請求がなされた後に当該申出がなされた場合であって、利害関係人から供託物払渡請求書の閲覧請求がなされたときは、支援措置対象者の住所等が覚知されないようマスキングを施した上で閲覧請求に応じることとしている。

【施策番号 88】

カ 国土交通省においては、登録事項等証明書の交付事務を行っている運輸支局等に対し、「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通達）により、軽自動車検査協会に対し、「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通達）により、それぞれ犯罪被害者等に関する情報の保護に係る手続の厳格な運用を示達するとともに、犯罪被害者等に関する情報管理の徹底を図っている。犯罪被害者等からの当該通知に基づく取扱いの実施に係る申請件数は、令和6年3月末時点、運輸支局等が686件、軽自動車検

査協会が392件であった。

また、平成26年9月から、登録事項等証明書に関し、自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）において出力制限を実施することができるようにしており、犯罪被害者等に関する情報管理の一層の徹底を図っている。

さらに、登録官研修等において、犯罪被害者等の保護のための取扱い及び個人情報保護の重要性に関する研修を実施している。その際、被害相談窓口において、当該取扱いを犯罪被害者等に周知してもらうため、当該窓口を所管する相談機関等と平素から緊密に連携するよう指導している。

【施策番号 89】

キ 警察庁においては、犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察の広報担当者が参加する会議等の機会を通じて都道府県警察を指導している。

(11) 一時保護場所の環境改善等

【施策番号 90】

P34 【施策番号 25】 参照

(12) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

【施策番号 91】

P35 【施策番号 26】 参照

(13) 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等

【施策番号 92】

ア 令和元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律により児童虐待の防止等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市区町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないと規定され、児童相談所

においては、配偶者暴力相談支援センター等と連携をさらに強化し、児童心理司等によるこどもに対する精神的ケア等の支援を行っている。

一方、児童虐待の相談対応件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、必要な体制強化やサービスの充実を図るため、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により改正された児童福祉法及び母子保健法において、こどもや家庭に対し包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」や訪問による家事支援を行う事業等が創設された。

内閣府においては、配偶者等からの暴力事案がそのこどもにも悪影響を及ぼすことに鑑み、こどもに対する精神的ケア等の支援の充実を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者等からの暴力事案への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携・協力を推進している。令和2年度から、「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金」（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）を実施して、民間シェルターがDVや児童虐待の被害親子を受け入れる体制整備や心理専門職によるメンタル面のケア等を支援している。また、配偶者暴力の被害者に対する相談・支援に従事する官民の関係者を対象としてオンライン研修教材を作成・提供し、研修項目に児童虐待に関連した項目を設けるとともに、児童相談所等の児童虐待対応の関連部署職員も研修対象者としている（P66 トピックス「改正配偶者暴力防止法の施行について」参照）。

【施策番号 93】

イ 警察においては、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待担当者の専門的知識・技能の向上に努めるとともに、都道府県警察本部に「児童虐待対策官」を設置し、児童相談所等の関係機関との連携や児童虐待の疑いがある事案等を

認知した際の初動対応、被害児童の心理を踏まえた事情聴取等の児童虐待に係る専門的対応に関する指導教養等に従事させるなど、児童虐待への対応力の一層の強化を図っている。

【施策番号 94】

ウ 法テラスでは、全国の地方事務所において、児童虐待の被害児童又は被害を受けるおそれのある児童に対し、必要に応じて、弁護士による法律相談を実施している（DV等被害者法律相談援助）。

この取組を周知するため、各地の弁護士会、各地方公共団体の所管課、児童相談所等の関係機関に対し、業務説明を行うとともに、広報用のポスターやポケットカードを作成し、小中学校や関係機関等へ配布している（令和5年度は小中学校等宛てにポスター1万1,196枚配布）。さらに、児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画を法テラス公式YouTube（<https://www.youtube.com/channel/UC0PpTUQPriW83GX8CFONJEg>）へ掲載するとともに、動画広告としても放映するなどしている。

児童虐待をテーマにした 制度周知用アニメーション動画



2次元コード



提供：法務省

トピックス

改正配偶者暴力防止法の施行について

保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正配偶者暴力防止法」という。）が令和6年4月1日から施行されました。

保護命令制度とは、配偶者からの暴力の被害者（以下本トピックスにおいて「被害者」という。）からの申立てにより、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまといや住居等の付近のはいかい等の一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。「配偶者」には、法律婚の相手方、事実婚の相手方、生活の本拠を共にする交際相手が該当します。

保護命令の主な種類は、被害者の身辺へのつきまといや住居・勤務先等の付近のはいかいを禁止する命令（被害者への接近禁止命令）と被害者とともに住む住居からの退去、住居付近のはいかいを禁止する命令（退去等命令）です。

これらのほか、被害者が自ら加害者に会いに行かざるを得ない状況にならないよう、被害者への接近禁止命令に加え、被害者への電話等禁止命令、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令を併せて発令することができます。

今回の改正により、被害者への電話等禁止命令の対象行為に、①緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、②緊急時以外の深夜早朝のSNS等の送信、③性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、④GPSを用いた位置情報の無承諾取得が追加されました。

さらに、子への接近禁止命令とあわせて、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子への電話等禁止命令が創設されました。その対象行為は、①行動監視の告知等、②著しく粗野乱暴な言動、③無言電話、緊急時以外の連続した電話、文書送付、FAX・メール・SNS等の送信、④緊急時以外の夜間早朝の電話、FAX送信、⑤汚物等の送付等、⑥名誉や性的羞恥心を害する告知等（電磁的記録の送信を含む）、⑦GPSを用いた位置情報の無承諾取得となります。

また、被害者への接近禁止命令等の有効期間は、これまで6か月とされていたところ、1年に延長されたほか、退去等命令の期間については、原則2か月であるところ、住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、被害者からの申立てにより6か月とする特例が新設されました。

保護命令のうち接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者は、これまでは、「身体に対する暴力を受けた者」と「生命又は身体に対する脅迫を受けた者」でした。

配偶者からの暴力は、加害者が自己への従属を強いるために用いることが指摘されています。このような配偶者からの暴力の特殊性に鑑み、害悪を告知することにより畏怖させる行為について広く対象にする必要があることから、今回の改正では、「自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者」についても、接近禁止命令等の申立ての対象とされました。

なお、退去等命令については、申立てをすることができる被害者の範囲及び要件は、これまでと変わりありません。

保護命令の申立ての対象となる被害者は、性別を問いません。また、同性カップル間の暴力についても、保護命令の対象となった例があります。

また、改正配偶者暴力防止法により、保護命令に違反した者に対する罰則が、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金から、2年以下の拘禁刑[※]又は200万円以下の罰金へと加重されました。

※令和7年5月31日までは「懲役」

改正配偶者暴力防止法について、詳細は内閣府男女共同参画局ウェブサイトで紹介しています。
(URL : https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/32.html)

保護命令の種類



保護命令の要件

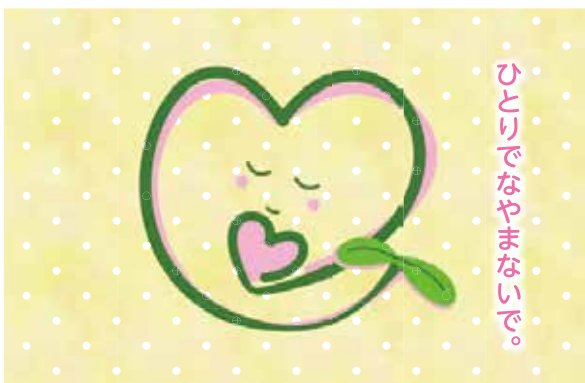


児童虐待をテーマにした
DV等被害者法律相談援助広報用ポスター



提供：法務省

同ポスター添付のポケットカード



提供：法務省

【施策番号 95】

エ 文部科学省においては、緊急総合対策を踏まえ、①学校における児童虐待事案の早期発見に向けた取組及び通告、②関係機関との連携強化のための情報共有、③児童虐待防止に係る研修の実施等の積極的な対応等について、都道府県教育委員会等に通知した。

また、平成31年2月には、千葉県野田市における小学4年生死亡事案の発生を受け、文部科学副大臣を主査とする省内タスクフォースを設置して再発防止策を検討するとともに、「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関の連携に関する新たなルールについて、都道府県教育委員会等に通知した。

さらに、令和元年5月には、学校・教育委員会等が児童虐待事案への対応に当たって留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成・公表し、令和2年6月に児童福祉法等の一部改正等を踏まえ、改訂を実施した。

このほか、児童生徒の相談をいつでも受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

【施策番号 96】

オ 文部科学省においては、地域における児童虐待事案の未然防止等に資する取組として、子育てに関する悩みや不安を抱えながら、自ら学びの場や相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進している。令和5年度におけるチーム数は1,124（前年度：1,031）である。

また、地域において児童虐待事案に早期に対応できるよう、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室等の地域学校協働活動関係者等が児童虐待事案への対応に当たって留意すべき事項をまとめた「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」(令和元年8月作成、令和5年10月一部改訂)を活用するよう周知している。

【施策番号 97】

カ こども家庭庁においては、緊急総合対策に基づき、こどもの安全確認ができない場合における立入調査の実施等、全てのこどもを守るためのルールの徹底等に取り組んでいる。また、緊急総合対策を受けて決定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)では、令和4年度末までに児童相談所の児童福祉司を2,020人程度増員することとしていたところ、令和3年度末までに概ね達成したことから、令和4年度は更に505人増員を目標とし、同年度内に5,783人の体制となり、この目標も達成した。令和5年度以降の児童相談所の体制については、「児童虐待防止対策の更なる推進について」(令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、児童相談所や市区町村の体制強化を計画的に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)を策定し、令和6年度末までに児童福祉司を約6,850人体制とすること等を目標とした。

また、虐待を受けたと思われるこどもを発見した際等にためらわず児童相談所に通告・相談できるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」を運用している。これまで、児童相談所に電話がつながるまでの時間を短縮するため、平成28

年4月に音声ガイダンスの短縮を行うとともに、平成30年2月には携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの運用改善を進めてきたところ、令和元年12月から、従来の「児童相談所全国共通ダイヤル」の名称を「児童相談所虐待対応ダイヤル」に変更するとともに、新たに「児童相談所相談専用ダイヤル」を開設した。その上で、「児童相談所虐待対応ダイヤル」及び「児童相談所相談専用ダイヤル」の通話料の無料化を順次行い、利便性の向上を図った。

さらに、こどもや保護者にとって、より相談しやすい環境を整備し、児童虐待の未然防止や早期発見につなげることを目的とし、電話による相談だけでなく、SNSによる相談を受け付ける仕組みを構築し、令和5年2月より「親子のための相談LINE」の全国運用を開始した。

親子のための相談LINE



提供：こども家庭庁

児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」



提供：こども家庭庁

【施策番号 98】

キ 厚生労働省においては、令和2年度から、婦人相談所における、DV被害者等が同伴することもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するための「児童虐待防止コーディネーター」を婦人相談所に配置するための補助を実施している。令和5年度は10都府県で実施した。

(14) 児童虐待防止のための児童の死亡事例等の検証の実施

【施策番号 99】

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会の下に設置されている児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会においては、平成16年から、児童虐待による死亡事例等について分析・検証し、当該事例等から明らかになった問題や課題への具体的な対応策を、提言として毎年取りまとめている。令和5年9月には、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）」を取りまとめた。

第19次報告においては、心中以外の虐待死（50例・50人）中、0歳児が最も多く（24人）、妊娠期・周産期における問題として「妊婦健康診査未受診」及び「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が高い割合を占めるこ

と等が特徴として挙げられた。

(15) 再被害の防止に資する教育の実施等

【施策番号 100】

ア 内閣府においては、配偶者等からの暴力による被害者支援の一環として、加害者に働き掛けることで加害者に自らの暴力を自覚させる加害者プログラムについて、地方公共団体の協力を得て行った試行実施の成果や課題等を踏まえ、令和5年5月、「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」を整理し、地方公共団体に配布した。これを活用した取組の全国的な展開に向けて、被害者支援を行う地方公共団体や民間団体の関係者等に対し、その内容の普及を行っている。

【施策番号 101】

イ 法務省においては、矯正施設に収容されている加害者のうち必要な者に対し、「被害者の視点を取り入れた教育」の受講を義務付けている。同教育は、被収容者に対し、自らの犯した罪と向き合い、その大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させ、犯罪被害者等に誠意を持って対応するとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることを目標としており、犯罪被害者等のゲストスピーカーによる直接講話を実施するなど、

犯罪被害者等の心情等の理解を深め、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促す指導に努めている。刑事施設においては、令和2年度に外部有識者を招いた「刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会」を開催して、標準プログラムの改訂方針等について検討を行い、令和3年度から同教育の改訂作業を進め、令和5年12月からは、入所から出所まで継続した指導を実施できるように改訂したプログラムによる指導を開始した。また、同月から、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び聴取した心情等を考慮して策定した処遇要領に基づく矯正処遇を行うこととなった。刑事施設における同年度の同教育の受講開始人員は481人（前年度：530人）であった。また、少年院における同年度の同教育の受講修了人員は45人（前年度：41人）であった。

加えて、矯正施設においては、家庭裁判所や検察庁等から送付される処遇上の参考事項調査票等に記載されている犯罪被害者等の心情等の情報について、被收容者に対する指導に活用しているほか、同年度から「被害者の視点を取り入れた教育」に係る効果検証の在り方に関する検討を開始した。

(16) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇

【施策番号 102】

ア 法務省においては、性犯罪者、ストーカー事案等の加害者である保護観察対象者について、事案に応じ、違反した場合に仮釈放の取消し等の不良措置がとられることを前提に、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項として、被害者等への接触の禁止等の事項を設定し、これを遵守するよう指導監督している。

また、性犯罪者等の特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対し、専門的処遇

プログラムの受講を特別遵守事項として設定し、これを遵守するよう指導監督している。

さらに、事案に応じ、再被害の防止に資する生活行動指針を設定し、これに即して行動するよう指導監督している。

仮釈放者、少年院仮退院者等については、仮釈放等審理において、犯罪被害者等から聴取した意見等を踏まえ、一層適切に特別遵守事項を設定している。また、令和4年4月以降、収容中の特定保護観察処分少年について新たに設けられた退院審理についても、本制度の対象としている。

【施策番号 103】

イ 警察においては、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等の加害者として刑事施設に収容され仮釈放となった者及び保護観察付執行猶予者について、保護観察所と緊密かつ継続的に連携し、これらの者の特異動向等を双方で迅速に把握した上で、必要な措置を講じている。

（法務省における取組については、P71【施策番号 102】参照）

【施策番号 104】

ウ 法務省においては、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、一定の重大な罪を犯した保護観察対象者に対し、平成19年から、しょく罪指導のためのプログラムを策定し、全国の保護観察所において指導を行ってきた。令和4年10月からは、同プログラムの内容を充実させるとともに、実施対象を拡大した改訂後のプログラムにより、次のとおり個別指導を行っている。

(ア) 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させるとともに、加害者が負うべき責任について考えさせる。

(イ) 犯罪被害者等の心情や置かれている状況等を理解させる。

(ウ) 犯罪被害者等に対する謝罪及び被害弁償に関する対応の状況や考えについて整理させる。

(エ) 具体的なしょく罪計画を策定させる。

令和5年にしょく罪指導プログラムの実施が終了した人員は1,502人（前年：373人）であった。

(17) 再被害防止のための安全確保方策の検討

【施策番号 105】

警察庁においては、関係府省庁等と連携し、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案の被害者が同一の加害者から再被害を受けて

いる実態の把握等を目的として、令和5年12月、「犯罪被害類型別等調査」を実施した（P121 トピックス「令和5年度犯罪被害類型別等調査」参照）。

内閣府においては、配偶者等からの暴力の実態の把握等を目的として、令和5年度に「男女間における暴力に関する調査」において、配偶者からの暴力の被害経験の有無（回数を含む。）等について調査した。

法テラスにおいては、各地の弁護士会、児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の被害児童や被害を受けるおそれのある児童を速やかに法律相談につなぐことができるよう体制の整備に努めている。

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

【施策番号 106】

ア 内閣府においては、令和2年度から、性犯罪・性暴力被害者の相談支援に携わる職員等（ワンストップ支援センターの相談員、センター長・コーディネーター、行政職員、医療関係者等）に対し、オンライン研修教材を作成・提供するとともに、オンライン研修を実施している。

【施策番号 107】

イ 警察においては、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じ、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対し、犯罪被害者等支援や被害者カウンセリング技術等に関する教育及び研修を実施している。

また、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者等による講演、支援の現場で犯罪被害者等に向き合い犯罪被害者等の心情への共感や理解が深い警察官や有識者による講演、犯罪被害者等支援担当者の体験記の配布等を実施している。

さらに、犯罪被害者等への対応の改善及び二次的被害の防止を図るための教育として、都道府県警察本部の犯罪被害者等支援担当課による警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領に関する教育、性犯罪被害者への支援要領に関する教育等を実施している。

【施策番号 108】

ウ 警察庁においては、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案への対策に従事する警察官に対し、実務に必要な専門的知識・技能を修得させるための教育を実施している。

また、都道府県警察においては、ストーカー事案をはじめとする人身安全関連事案に対処する警察官に対し、必要な教育を実施し、対処能力の向上を図っている。

【施策番号 109】

エ 警察庁においては、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する警察官の技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定した実践的なロールプレイング方式の訓練を行うなど、効果的な研修を実施している。

また、当該聴取方法の都道府県警察への

更なる普及・浸透を図るため、その指導者向けの研修を実施するなど、指導者の養成に努めているほか、当該聴取方法を身につけるための訓練ツールの開発にも取り組んでいる。

【施策番号 110】

オ 警察においては、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び性犯罪被害者に対する支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施している。

【施策番号 111】

カ 警察においては、障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施している。

【施策番号 112】

キ 法務省においては、検察官等に対する犯罪被害者等支援に関する講義や更生保護官署の職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等を実施しているほか、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員等を対象として、検察における犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施するなど、職員の対応の向上に努めている（更生保護官署や矯正施設の職員に対する研修等については、P92【施策番号 164、165】参照）。

【施策番号 113】

ク 法務省においては、検察官等を被害者支援団体等に派遣するとともに、検察幹部が参加する会議等において、犯罪被害者等の心情に配慮して適切な対応に努めるよう指示するなど、職員の対応の向上に努めている。

【施策番号 114】

ケ 法務省においては、検察官等に対する研修において、児童や女性の犯罪被害者等と

接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行っている。

【施策番号 115】

コ 法務省においては、副検事に対する研修において、交通事件の捜査・公判に関する留意点等を熟知した専門家等による講義や犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための講義を行っている。

【施策番号 116】

サ 法務省においては、検察官等に対する研修において、犯罪被害者等からの事情聴取時に配慮すべき事項等、犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を行うなどして、検察官等の意識向上に努めている。

【施策番号 117】

シ 法テラスにおいては、犯罪被害者支援の窓口となる全国の職員に対し、犯罪被害者等への電話対応に関するロールプレイ研修及び被虐待児童への初期対応技術に関する研修（リフカー研修）を実施するなど、二次的被害の防止に関する研修等を実施している。

【施策番号 118】

ス 厚生労働省においては、犯罪被害者等を含む地域住民への適切な対応を図るため、民生委員・児童委員が相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識・技能を修得するための研修を実施する都道府県、政令指定都市、中核市に対し、当該研修に要する経費の一部を補助している。令和5年度に民生委員・児童委員研修事業を実施した地方公共団体の数は98（前年度：97）であった。

民生委員・児童委員の全国組織である全国民生委員児童委員連合会においては、標準的な研修カリキュラムを定め、各地域において研修の充実が図られるよう、同カリキュラムの普及を図っている。

【施策番号 119】

セ 厚生労働省においては、全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会や全国婦人相談員・心理判定員研究協議会において、婦人相談所長や婦人相談員等に対する

研修を実施するとともに、平成23年度から、国立保健医療科学院において、婦人保護の中核を担う行政機関の指導的職員に対し、専門的な知識・技能の修得を促す婦人相談所等指導者研修を実施している。また、全国婦人保護施設等連絡協議会が開催する全国婦人保護施設長等研究協議会や全国婦人保護施設等指導員研究協議会において講演や行政説明を実施し、婦人保護施設の職員の専門性の向上を図っている。

都道府県においては、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等で配偶者等からの暴力事案の被害者等の支援を行う職員を対象とした専門研修を実施しており、厚生労働省においては、当該研修に要する経費を補助している。

○ 海上保安庁においては、犯罪被害者等の基本的人権を尊重した適正な職務執行を行うため、海上保安学校等において、犯罪被害者等の基本的人権の尊重に関する教育等を行っている。

(2) 女性警察官の配置等

【施策番号 120】

警察においては、性犯罪被害者が捜査の過程で受ける精神的負担を少しでも軽減するためには、性犯罪被害者の望む性別の警察官が対応する必要があること等を踏まえ、警察本部や警察署における性犯罪捜査を担当する女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪捜査に関する研修を実施するなどして、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図っている。令和5年4月現在、性犯罪捜査において性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている警察官等は、全国で1万2,827人であり、うち女性警察官等の人数は8,416人である。

また、都道府県警察本部における性犯罪捜査指導官の設置や性犯罪捜査指導を担当する女性警察官の配置等により、性犯罪捜査に関する指導体制を整備している。

さらに、性犯罪事件の認知後、証拠資料の採取時における性犯罪被害者の精神的負担を軽減するため、証拠資料の採取に必要な用具や性犯罪被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた性犯罪証拠採取セットを整備している。

加えて、事情聴取において相談室や被害者支援用車両を積極的に活用しているほか、事件発生時に迅速かつ適切な診断・治療、証拠資料の採取、女性医師による診断等を行うため、産婦人科医会とのネットワークを構築し、具体的支援を提供するための連携の強化等を図りつつ、適正かつ円滑な性犯罪捜査を推進している。

警察庁においては、「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の更なる推進について」（令和5年7月20日付け警察庁刑事局長通達）を発出し、以上の取組を一層推進するよう都道府県警察に対して指示している。

○ 海上保安庁においては、性犯罪等の被害者が捜査の過程で受ける精神的負担を少しでも軽減するため、女性海上保安官による事情聴取や付添い等を行っている。

性犯罪指定捜査員として指定されている警察官等の人数の推移（各年4月現在）

年次	総数	うち女性警察官等
平成31年	9,591	9,174
令和2年	11,142	8,944
令和3年	12,203	8,678
令和4年	12,124	8,094
令和5年	12,827	8,416

(3) 被害児童からの事情聴取における配慮 【施策番号 121】

検察庁、警察、児童相談所等においては、被害児童の負担軽減及び被害児童の供述の信用性の確保の観点から連携を強化している。また、令和5年6月に成立した刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律において新設された被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則規定（令和5年12月施行、P62トピックス「刑事手続において犯罪被害者等を保護するための近時の法改正について」参照）も踏まえ、適切な対応に努めている。具体的には、被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うまでの間に被害児童等の記憶が汚染されることを防止するとともに、聴取場所・回数、方法等に配慮することにより、被害児童等の負担軽減やその供述の信用性確保に努めている。

このほか、検察庁、警察においては、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）や「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月30日同会議決定）を踏まえ、精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件についても、関係機関の代表者が聴取を行う取組を試行実施している。

(4) ビデオリンク等の措置の適正な運用 【施策番号 122】

法務省においては、刑事訴訟に関し、犯罪被害者等の意見を一層適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等による意見陳述の制度や、証人の証言時の負担や不安を軽減するためのビデオリンク等の制度の運用が適切に行われるよう、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察官等への周知徹底を図るとともに、これらの制度の運用状況の把握に努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」においても、これらの制度の情報を掲載している（P84【施策番

号 139】参照）。

令和5年中に証人尋問の際に付添いの措置がとられた証人の延べ数は102人、証人尋問の際に遮へいの措置がとられた証人の延べ数は1,425人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は483人（うち構外ビデオリンク方式によるものが90人）であった。

平成19年6月に成立した犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行により、平成20年4月から、民事訴訟において犯罪被害者等を証人等として尋問する場合に、付添い、遮へい又はビデオリンクの措置をとることが認められている。

令和5年中の民事訴訟（行政訴訟を含む。）における付添いの実施回数は19回、遮へいの実施回数は289回、ビデオリンクの実施回数は81回であった（いずれも証人尋問及び当事者尋問の回数であり、複数の措置を併用した場合については、それぞれ1回として計上している。）。

刑事訴訟における証人の保護等の状況

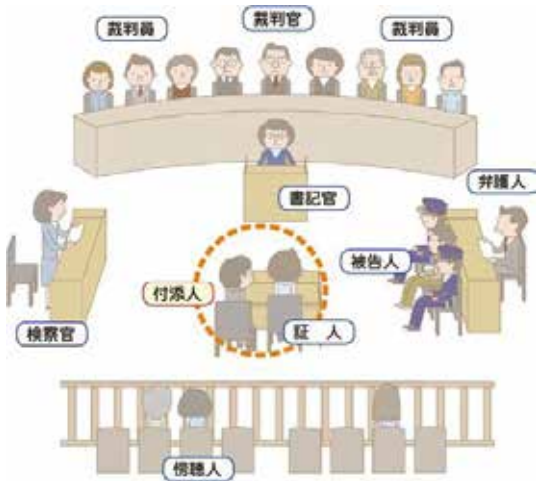
年次	証人の保護等		
	付添い	遮へい	ビデオリンク
令和元年	118	1,505	341 (23)
令和2年	107	1,237	302 (38)
令和3年	133	1,335	412 (92)
令和4年	139	1,374	417 (85)
令和5年	102	1,425	483 (90)

（注）

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 いずれの数値も、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。
- 3 各項目の数値については、事件の終局日を基準に計上している。
- 4 ビデオリンクの数値中、（ ）内は構外ビデオリンク方式によるもの（内数である）。

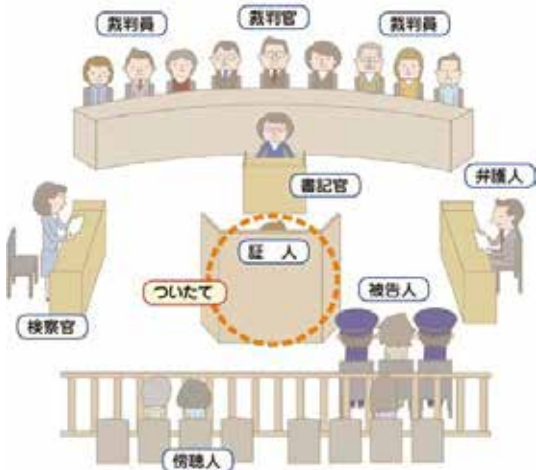
提供：法務省

証人への付添い



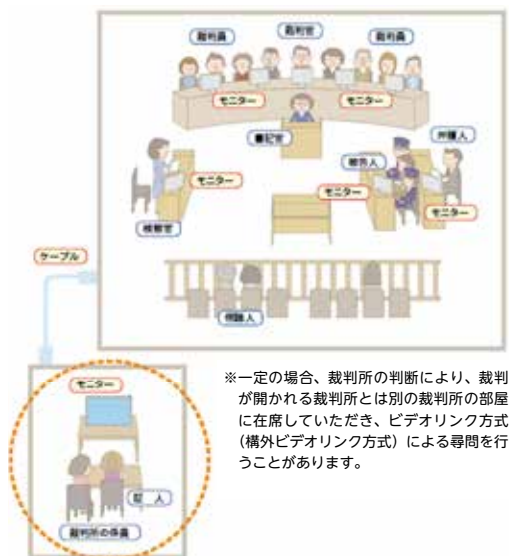
提供：法務省

証人への遮へい



提供：法務省

ビデオリンク方式



提供：法務省

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設等の改善

【施策番号 123】

警察においては、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるよう、その心情に配慮し、応接セットを備え、照明や内装を改善した部屋を利用できるようにするなどして、全ての警察署に被害者用事情聴取室を整備している。

また、犯罪被害者等は、警察署や交番等に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合もあることから、犯罪被害者等の希望する場所に機動的に赴き、犯罪被害者等のプライバシー保護等に配慮しながら事情聴取や実況見分等を行うことができる被害者支援用車両を導入し、犯罪被害者等からの相談対応や届出の受理、事情聴取等に活用している。さらに、公共施設、ホテル、大学等の警察施設以外の相談会場の借上げも行っている。

被害者支援用車両内の様子（模擬）



(6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

【施策番号 124】

法務省においては、被疑者等の事件関係者と顔を合わせたくないという犯罪被害者等の心情に配慮し、その精神的負担を軽減するため、令和5年度に建て替えが完了した検察庁の1庁舎に被害者専用待合室を設置した。今後、令和6年度に建て替えが完了する見込み

の検察庁の2庁舎についても同室を設置することとしており、未設置の検察庁についても、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、同室の設置を検討していく。

犯罪被害者等のための待合室



提供：法務省

手記

性被害者家族の痛み

～時を重ねて～

公益社団法人かがわ被害者支援センター
宮地 美沙子

2008年3月に娘が性被害に遭ったと告白してから15年の時が流れました。その年の10月に亡くなりましたので、ずいぶんと時間は流れたことになります。しかし、本当に短い時間であったという感覚があります。それには、娘が亡くなった時に、時間はすっかり止まってしまう、常に亡くなった日の事、今までに娘と過ごした日々が走馬灯のように頭に浮かび、それと同時に未来に一緒に歩むことのできる道はないのだと突き着かされます。それを考える事は非常に苦しく、考えないように防衛反応を起こしているのか、常にバタバタ動いている自分があるなぁという実感がいつもあります。人に映る私は“いつも元気そう”なのですが、本当は亡くなっていることを認めたくない自分と戦いながら、明るく振る舞うことで、娘の事を聞かれるのを避けている自分がいます。

それでも生きていれば、さまざまな場面で、亡くなったことを自覚せざるをえません。例えば、携帯電話を購入しようとするれば、「家族割引」の話や、家族構成を聞かれます。銀行、郵便局、病院など、家族構成を問われる場面は本当に多いです。また、今頃の季節ですと、卒業、進学、就職などの話をスーパーなどで、お母さんたちがよく立ち話をされています。「娘が大学に進学して、寂しくなるわぁ。」「就職が決まって、県外に住むのよ。」「お兄ちゃんは、孫が生まれてねぇ。」そのような言葉を耳にする度に、吐き気と目眩がして、買物途中ですぐ支払いを済ませ、逃げるように家路に向かいました。ほとんど外出も買物さえできませんでした。そこで、出かけるときは主人と一緒にいくようにして、気分が悪くなったら、すぐに帰宅するようにしました。

また、家にいても苦しさは多々ありました。テレビをつければ、楽しく笑っているシーン。いったい何がおかしいのか、楽しいのか分からず、テレビをつけるのをやめ、新聞の購入もやめました。まるで私自身が笑われているような気持ちでした。そこには社会から孤立している自分がありました。このような状況が数年間続き、時間の経過と共に、少しずつできることが増えていきました。今は、一人で買物もできるようになり、テレビを観ることもできるようになりました。いつも心の中で「この状況に慣れなければいけない」とつぶやきながら、受け入れていったように思います。いや、受け入れざるを得ないというのが本音でしょうか。これが時間の流れだと思います。

次に、性暴力と自殺についての認識が時間の経過によって変化していったことをお伝えします。私は、娘が性被害に遭うまで自分の娘に性暴力や自殺というものが起こりうるとは全く考えず、無知そのものでした。この世の中は安心・安全だと、何の根拠もなく信じ、普通に生活をしていました。しかし、性暴力はとても身近な犯罪で、暗数を含めると実際には何倍もの被害があり、被害者本人だけではなく被害者家族を含む大きな問題です。他の犯罪と一番違う点は、まず被害に遭ったことを話せないという点だと思っています。恥ずかしい、知られたくないという気持ちはなんとなく理解できるかもしれませんが、しかし、実際に誰かに相談するというハードルはかなり高いものです。また相談しても「なぜ逃げなかったの」、「声をだせなかったの」、「派手な服装だったの」、「そのことは忘れなさい」など次々に被害者に非があるような言葉が投げかけられます。最近ではずいぶんと警察での対応は良くなってきていると聞いていますが、被害者からの目線とは遠いものだと思います。

また、加害者についても、私の認識はずいぶん違っていました。娘の加害者は元教師であったのですが、どこかで聖職というイメージがありました。しかし、裁判で明らかになったのは、真反対

の人物でした。裁判での加害者は、膝までズボンをまくし上げ、靴を脱いで貧乏揺すりをし、若い私たちの弁護士を大きな目で下からにらめつけました。また、娘を「男性関係が淫らで、短いスカートをはいていて挑発してきた」「恋愛であった」など、聞くに堪えないものばかりでした。当の本人が生きていても、耐えがたいものであったに違いありません。

私はなぜ、こんな人間に終始おびえていたのか、今でも悔しくてなりません。娘の写真をばらまかれはしないか、インターネットに掲載されはしないか、娘にもう一度暴行を加えはしないだろうかと、起こりえるかどうか分からない不安に押しつぶされていました。

そして、裁判で苦しかったのは、娘の事を何も知らない某大学病院の医師が相手側についたことです。本人を診断しないでPTSDという診断に対して、反論されたことです。加害者が怖くてたまらないと不眠で苦しみ、襲われると言って苦しんだ娘を、何度傷つければいいのでしょうか。私は、HPで笑っている医師の顔写真を何枚も印刷し、鉛筆の芯が折れるまで何度も何度も真っ黒になるまで、塗りつぶし、上からつきました。

また、加害者に対してはもっと殺意を感じていました。“加害者を殺したい”という衝動に駆られ、さびた出刃包丁をタオルにぐるぐる巻いて、加害者宅まで向かおうとしました。しかし、運転中すぐに過呼吸を起こし、時速20kmぐらいしかスピードが出せず、後続車からクラクションを鳴らされて、やむなく帰宅しました。それと同時に、料理をしようと包丁を持つと、娘を救えなかった自分が許せず、手首を切りたい衝動に駆られました。右手を左手で押さえ、台所で何度も泣きました。

主人も同じ気持ちでした。相手側からの文書が送られてくるたびに嗚咽し、「はきそうだ。もう裁判なんかどうでもいいから、この手で殺してやる。」机をたたいて泣き叫ぶのを見て、「頑張ろう、もう少し頑張ろう。」と背中をさすりながら一緒に泣きました。決行できなかったのは、娘への愛と夫婦二人が同じ方向を向いていたこと、そして何よりいつも支えてくださった「かがわ被害者支援センター」の方々や弁護士の先生方が脳裏に浮かんだからです。殺人者になる一歩手前の状態でした。

裁判の途中で、和解を選ぶとしたら、もうこの裁判に耐えがたいとを感じるからでしょう。さまざまな方向性の違いから、被害に遭った家族がバラバラになるケースは、多くあります。特に性被害の場合、立証が乏しくなる傾向があり、裁判を起こすことさえも、ままなりません。私たちが裁判という場で戦えたこと、勝訴であったことは今の生活に光が射したことに間違いありません。

そして、決して「自殺」についても「死にたい」のではなく、「どう生きていけばいいかわからないほど苦しいので助けてほしい」ということを今では理解しています。明るかった娘が、どんどん痩せて食事がとれず、それを見ていることは辛かったです。また、自殺念慮のある人には受け入れる入院施設も探すことは非常に難しいです。私は香川県全部の病院に電話をし、苦しい娘に代わって受診し、症状を伝えました。答えは「本人さんに来て、もう一度説明をしてもらわないと」、「昔に自殺しようとした患者さんに手こずった」こんな答えを何度も聞きました。そんな状態でも予約が2ヶ月先まで埋まっていたりしています。

性暴力はこれほど、人に影響を与える犯罪であり、性被害を受けた人の中でのPTSDの発症率は高く、自殺率も高いのが現状です。つまり、性暴力は権力及び支配であって、よくTVで言われている「性欲が抑えきれなかった。」というコメントには首をかしげるところがあります。子供への虐待と全く同じであるからです。私が裁判中に感じた「ねじ伏せられそう」な感覚こそ権力や支配力でしょう。

今までお話をすると、つらいとか苦しいと感じられた方がいらっしまったかもしれません。しかし、決して悪いことばかりではありません。15年という月日を経て、この経験から多くのことを学び、歩き始めていると感じています。もし、このような経験がなければ、苦しいことを人前でお話することもなかったでしょう。性犯罪の実態を伝えることで、少しでも関心を持っていただき、

抑止力になればという思いがあります。また自分自身も性犯罪を含め、さまざまな犯罪被害者、加害者、子供への虐待、孤独死など、さまざまな社会問題に目を向けるようになりました。そして何より家族の絆、大切さを感じています。少し嫌なことがあっても決して怒らない、毎日笑って、一日一日を大切に過ごそうと思っています。

小さな丸テーブルに夫婦二人向き合って、娘の話をしながら食事をするのが今一番の楽しみです。人にとって一番大切なことは、普通でいられること、穏やかであること、それが幸せだと娘が教えてくれたのではないかと時と共に実感しています。